

令和 7 年 7 月 16 日
十島村 土木交通課

十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における
「ボランティア活動」の活動時留意点について

標記の件につきまして、令和 7 年 7 月 16 日以降、ボランティア活動を行われる際は、下記留意点を踏まえ、ご対応いただきますようお願い致します。下記留意点が適切に行われていない場合、総合評価方式評価項目における評価の対象外となる場合もございますのでご注意ください。

記

1) 対象評価項目 ボランティア活動の実績 (2.1 点満点)

2) 活動留意点 ・ボランティア活動証明書の提出について

ボランティア活動を行われた際は、「ボランティア活動証明書」を速やかに提出すること。(活動実施後 1 ヶ月以内)

提出先：土木交通課 地域整備室

3) その他 先に公表している、「十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における「ボランティア活動」について(平成 28 年 8 月 1 日付け)」、「十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における「ボランティア活動」の活動時留意点について(令和 4 年 5 月 31 日付け、令和 4 年 7 月 11 日付け)」についても今一度ご確認ください、留意点等を踏まえご対応いただきますようお願い致します。

以上

担当：土木交通課 地域整備室
TEL 099-222-2101